

基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の論点

1. 警察庁**1. 古物営業法**

- ① 「古物営業の在り方に関する有識者会議報告書」では、現在、都道府県単位で古物営業の許可の取得や変更の届出を行っていたものを、一の県で許可の取得を行えば、他の県での営業は届出で済むよう、見直しが提言されている。報告書に記載の方向で法令を見直すのであれば、この際、利便性向上の観点から、合わせて電子的な申請についても積極的に検討すべきではないか。（評価基準 1－①、4 関係。評価基準 4 に関して自己点検結果 B）

2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

- ② 遊技機の増設、交替その他の変更承認の申請は年間約 40 万件で、「営業の許可・認可」の分野では 2 番目に多い。事業者サイドには電子申請のニーズはないのか。（評価基準 4 関係。自己点検結果 B）

2. 農林水産省**1. 全体として**

- ① 削減方策として全般的に「書類の押印の省略を徹底」するとされているが、
（1）現状、どのような形で押印が義務付けられているのか。
（2）具体的に、どのように押印の省略の徹底を進めるのか。
（3）通常、押印は真正性や本人意思の確認として求めているとされているが、こういった点については、押印省略によっても担保されると考えているのか。（評価基準 1－②関係、自己点検結果 A）

2. 漁業法

- ② 都道府県知事の漁業の許可は手続件数も多く（11 万件/年）、電子申請導入のニーズは一定程度存在するとも考えられるが、農林水産省が主導して電子申請の仕組みにつき、検討する余地はないか。（評価基準 4 関係、自己点検結果 B）

3. 環境省

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

基本計画でも産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可にかかる電子化がうたわれており、中央環境審議会答申（平成 29 年 2 月）では、「将来の世界最高水準の IT 利活用社会の実現に向け、電子マニフェストと電子申請との連携等により、全てのマニフェスト情報及び許認可情報が電子化された、届出等の合理化を含む、IT 技術の活用による効率的・効果的なシステムの構築に向けて…検討していくべきである」とされている。

- ① 電子申請につき、現在どのような検討状況にあるのか。
- ② また、「電子マニフェストと電子申請との連携等により」どのようなメリットが期待されるのか。（評価基準 4 関係、自己点検結果 B）

4. 経済産業省

1. 外国為替及び外国貿易法

- ① 基本計画で「経済産業省と貨物の所管省庁で同様の内容を確認している一部貨物について、確認業務の一元化を提案し、協議を行う」とあるが、どのような内容の見直しを考えているのか。また、協議の進捗状況如何。

2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

- ② 平成 29 年の改正化審法により、新規化学物質の規制値が「製造・輸入数量」から「環境排出量」ベースに変更されたことにより、「低生産量新規制度」での申請を行う事業者が減少することが見込まれるとされている。一方で、「環境排出量」を算出するのに使用される「排出係数」は、「用途」によって決定されるが、中小企業にとっては、商社のような発注元の顧客先やその「用途」を知らされずに排出係数 = 1 として算定され、結果的に制度見直しによる恩恵を受けられない可能性がある、届出数量の上限が制限される、といった声がある。規制緩和をより実効あらしめる観点から、こういった懸念に対し、どのように考えるか。

3. アルコール事業法

- ③ ホームページによれば、販売事業者の業務の報告に関し、「報告書作成支援ソフト」での作成が推奨されている。このソフト自体は事業者の負担軽減に資するものと考えられるが、「大量に業務報告書を提出される許可使用者の方及び販売事業者の方は、できるだけ本ページの報告書作成支援ソフトを御活用いただき、正規の書類と共に、電子媒体を併せて提出いただくよう御協力をお願いいたします」とされている。現時点でも、電子メールでの提出をもって報告とみなすことはできないのか。

また、現在、経済産業省で検討されている「法人プラットフォーム」の枠組みでは、現在、省令などで定められた様式において押印を求めている申請書類につき、どのように電子申請を可能とする措置を考えているのか。（評価基準 1 - ②、4 関係、自己点検結果 B）

4. エネルギーの使用の合理化等に関する法律

- ④ 定期の報告については、負担が大きく（1 事業者あたり 20 枚～100 枚以上）、また、地方自治体の温暖化防止条例に基づく報告に記載する事項と重複するにも関わらず、書式が統一されておらず、膨大な作業を要する、との声がある。電子化の促進はもとより、そもそも、省エネ法体系の中での報告を求める事項の簡素化や温暖化防止条例に基づく記載事項との調整につき検討の余地はないか。（評価基準 1 - ①関係、自己点検結果 B）

5. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

- ⑤ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定やその変更の認定に関し、「平成 29 年度に処理期間の短縮を図り、また進捗状況に関しても公表した」とのことであるが、具体的にどのような措置を講じ、短縮を図ったのか。
- また、標準処理期間をいまだ超過している項目もあるようだが、具体的な対応策につき、検討されているのか。（評価基準 3 - ⑤関係、自己点検結果 C）

6. 鉱業法

- ⑥ 鉱業法第 62 条第 2 項又は第 3 項の事業着手延期等の認可につき、審査基準が経済産業局ごとにバラバラとの意見もある。一方で、審査基準の見直しを進めているとのことであるが、どのような観点からの見直しか。見直しにより、「バラバラ」と問題視されることはなくなるか。（評価基準 3 - ③関係、自己点検結果 A）

7. 中小企業等経営強化法

- ⑦ 経営力向上計画の認定申請（18,242 件）は、電子申請率が 0.07%と低調である。中小企業が申請対象であることを考えると、電子証明書の添付を求めていることがその原因であるとも考えられるが、電子証明書に代えて、より簡易な方法での申請につき、検討する余地はないか。（評価基準 1 - ②関係、自己点検結果 B）